

一般社団法人日本形成外科学会の会員は、定款に定められた目的の達成につ
とめ、日本国憲法を始め、医師法、歯科医師法、医療法、著作権法その他の関
係法規のほか、本法人の定款、規則、制度、会告に従わなければならない。い
やしくもこれに反して、本法人の名誉を傷つけ、あるいは会員としての下記の
綱領に違反することがあってはならない。

日本形成外科学会 倫理綱領

(平成 29 年 4 月 11 日制定)

1. 会員は、みずから社会秩序を重んじ、道德の模範とならな
なければならない。

1. 会員は、本学会その他において、常に医師・医療人とし
て、適切な医学的成果や医療の進歩を学び、真摯に自己研鑽
しなければならない。

1. 会員は、常に患者に対して誠意をもって診療や臨床研究に
あたり、信頼に応えなければならない。患者に不利益になる
と予想される手段や方法を用いてはならず、常に患者プライ
バシーを守らなければならない。

1. 会員は、各種刊行物、各種メディアやインターネットを含
めた広報手段において、医師・医療人としての品位を傷つ
け、真実を欠き、誤解を招く記載や言動があってはならない。

以上